

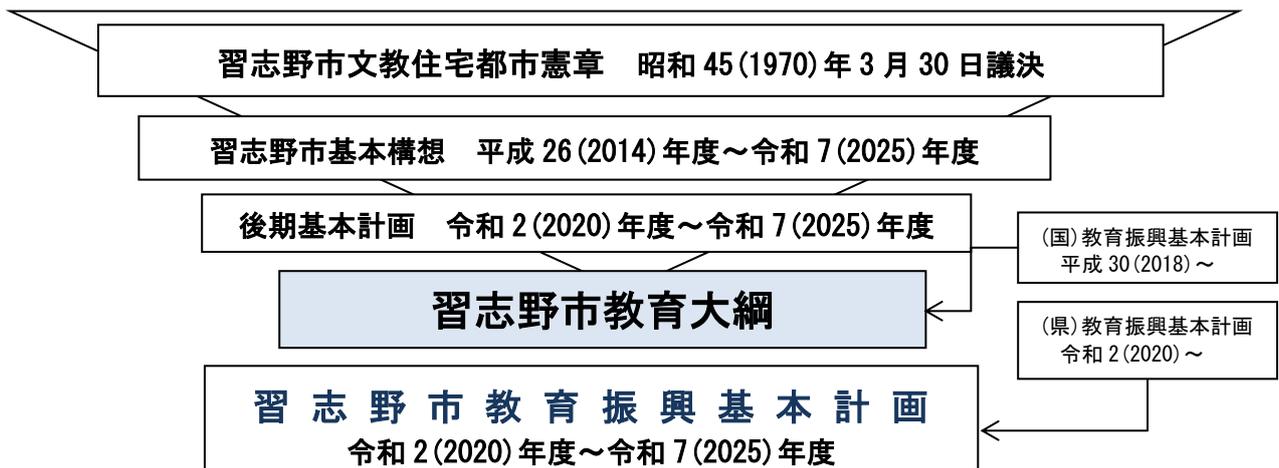
習志野市教育大綱

1 習志野市教育大綱とは

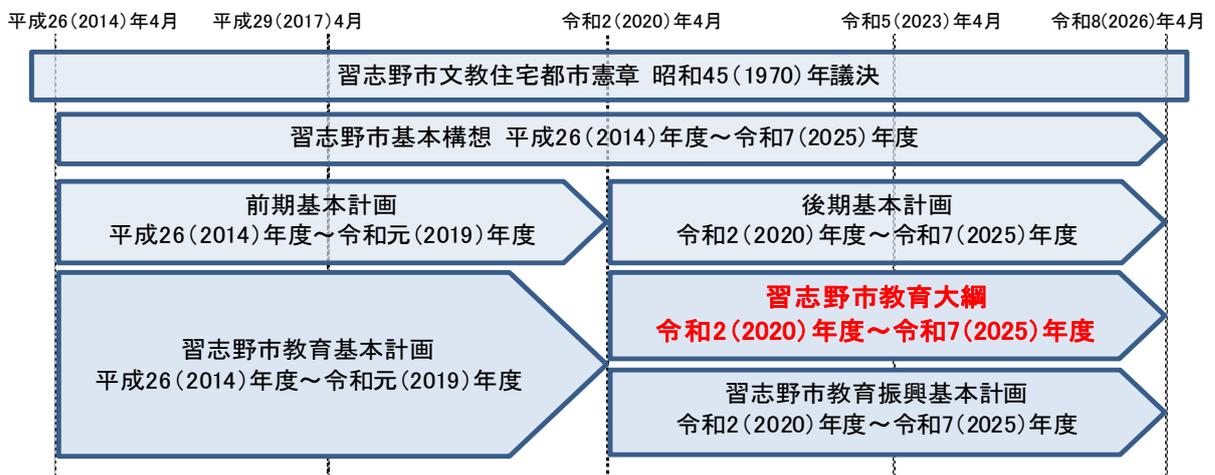
習志野市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三の規定により、市長が定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する根本的な方針です。

これまで本市では、習志野市教育基本計画をもって教育大綱に代えるとしてきましたが、習志野市教育基本計画が令和2(2020)年3月までの期間であることから、新たに策定される習志野市教育振興基本計画(令和2(2020)~7(2025)年度)に合わせて、教育大綱を策定することとしました。

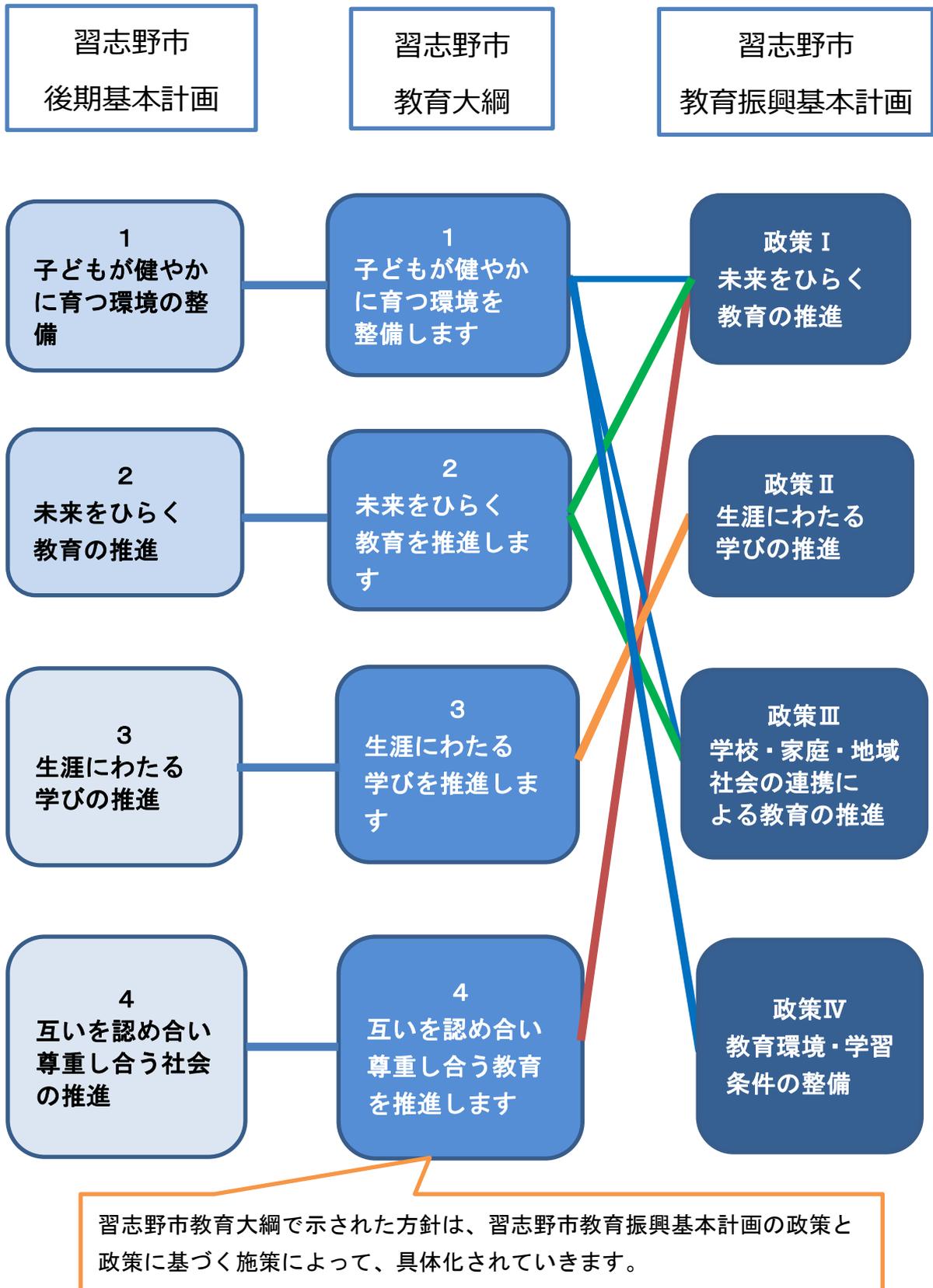
策定に当たっては、国の教育振興基本計画を参酌し、習志野市後期基本計画との整合を図りました。各計画と教育大綱の関係は、以下のイメージ図のとおりです。



2 習志野市教育大綱の期間



3 後期基本計画・教育大綱・教育振興基本計画の整合性について



4 習志野市教育大綱

1 子どもが健やかに育つ環境を整備します

就学前における教育を充実させることは、子どもの健やかな成長を促し、生きる力、人づくりの基盤を築きます。

質の高い教育を実現するためには、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備が必要です。

また、核家族化が進む現在にあっては、子育ての不安や悩みを共有する場づくりが重要です。

誰もが安心して子育てができるよう、教育環境を整備するとともに、それを最大限に活用できるよう取り組みます。

2 未来をひらく教育を推進します

教育は、子どもの可能性を広げ、未来をひらきます。

教員の教育力の向上に取り組み、すべての子どもたちに確かな学力を育む「わかる授業」を展開します。

ICT環境を整備し、高度な情報活用能力を育むなどの「高水準な教育の実現」に取り組みます。

「音楽のまち習志野」ならではの人づくりに取り組み、音楽活動をとおして子どもの豊かな情操を育みます。

健やかな体を育むために、生涯スポーツを見据えた学校体育の充実を図ります。

さらに、コンパクトな習志野市の特性を活かし、学校と地域が連携した「地域の風がいきかう学校づくり」に取り組みます。

これらを通じて、習志野市への愛着を育み、「習うなら、習志野」と、市民から信頼される教育を推進していきます。

3 生涯にわたる学びを推進します

芸術・文化活動に親しむことは、子どもから大人まで、市民一人ひとりの豊かな心を培い、教養を高めます。

また、文化財や歴史資料に触れることは、ふるさと意識を育みます。

さらに、様々な分野、世代でスポーツ活動に触れることは、生涯にわたる健康と体力を育みます。

「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」をめざし、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動しようとする「生涯学習推進のまち習志野」の実現に取り組みます。

4 互いを認め合い尊重し合う教育を推進します

年齢、性別、国籍、障がいの有無など、多様な存在である一人ひとりが、互いの人格を尊重し、支え合いながら平和に生きることは重要です。

互いを認め合い、協調する力を育むことで、いじめ・不登校の未然防止・解消を図ります。

また、正しい人権感覚の醸成や、平和に寄与する態度を養う等の教育に取り組みます。